

民間の自主的な取組として、市場で販売する無線設備の外箱パッケージ等に、電波法に定める「著しく微弱」の基準を満たしている微弱無線設備であることを証明するマークを表示する取組が行われています。

## ① ELPマーク

微弱無線設備



全国自動車用品工業会（JAAMA）が平成27年6月1日より、電波環境協議会（EMCC）が平成28年6月29日より開始した微弱無線設備登録制度に基づき基準を満たした製品に表示されるマーク

## ② 性能証明ラベル



一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（TELEC）が測定を実施し、電波法令で規定している条件に適合していた場合に、免許を要しない無線局である事を証明した製品に表示されるマーク